



話そう。
住まいのこれからを。

60歳からの住宅ローン

【リ・バース60】



【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。

【リ・バース60】ご利用診断 まずはこちらをチェック!

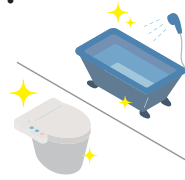
該当するものに チェックを入れましょう。

CHECK1 住まいに関するご利用ですか?

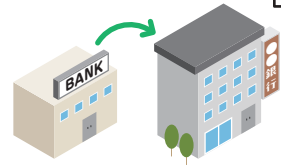
ご利用
いただける
主な資金使途^{※1}



住宅の建設・購入



住宅のリフォーム



住宅ローンの借換え

! 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

CHECK2 申込時の年齢が満60歳以上^{※2}ですか?

CHECK3 公的年金などの安定的な収入がありますか?

全ての チェックに当てはまったら、
裏面で【リ・バース60】の商品内容を確認しましょう!

裏面をCHECK

お問い合わせ先

ご相談・お申込みについて

【リ・バース60】取扱金融機関



金利・利用条件などの商品内容は、
金融機関ごとに異なりますので、
取扱金融機関にお問い合わせください。

【リ・バース60】の概要について

【リ・バース60】ダイヤル

0120-9572-60

通話
無料

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始は休業)

ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は次の番号におかけください。
048-615-0405(通話料金がかかります)

※1 サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金、子世帯等が居住する住宅取得資金も対象になります。ただし、この場合においても、【リ・バース60】のご利用条件(年齢等)を満たすことが必要となります。※2 満50歳以上満60歳未満の方もご利用いただけます。この場合、ご融資の限度額が異なります。

【お借入れに当たっての注意】■融資対象住宅および土地に対して、金融機関または住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および住宅金融支援機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■ご融資に伴い発生する諸費用はお客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■毎月の支払は利息のみで、元金は、融資を受けた方全員が亡くなったときに、相続人からの返済または担保物件の売却により一括で返済いただきます。そのため、【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン(元利均等返済)の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方が総返済額(元金+利息)が多くなります。■ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。



家族でナットク!

【リ・バース60】Q & A

Q1



どんな特長があるの？

毎月のお支払は利息のみの住宅ローンです。

一般的な住宅ローン 【リ・バース60】



だから毎月の支払額が抑えられます!

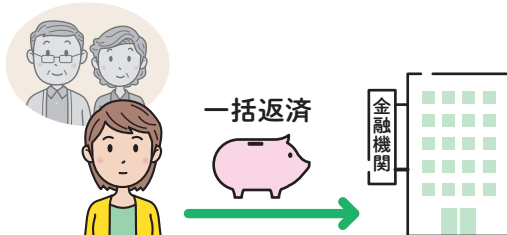


Q2



元金はいつ払うの？

お客さまが亡くなられたとき^{※3}に、一括でご返済いただきます。



Q3



元金はどうやって払うの？

次のいずれかの方法により返済いただきます。



1 ご自宅を残す場合、相続人が自己資金などで一括返済



2 ご自宅を残さない場合、担保物件^{※4}を売却した代金で返済^{※5}

相続人のご自宅に対する意向に応じて、返済方法が選べます!

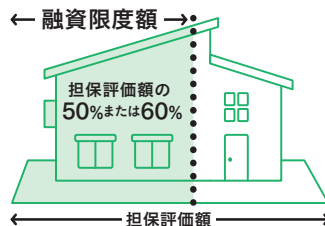


Q4



どれくらい借りられるの？

融資限度額は担保評価額の50%または60%^{※6}となります。このため、お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。



【リ・バース60】が気になった方はこちら! 詳しい商品内容はパンフレットや動画を確認!



申込みの流れは？

総合案内パンフレットはこちら



利用時の注意点は？

商品内容の説明動画はこちら



※3 連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。※4 融資対象住宅および土地に対して、金融機関または住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定いただきます。サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、住替え前の住宅およびその土地に抵当権を設定します。子世帯の住宅の取得資金の場合は、親世帯の住宅およびその土地に抵当権を設定します。※5 担保物件の売却代金が残債額を上回り、余剰金が発生した際には相続人が受け取るようになります。売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。※6 担保とする住宅が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満60歳以上のときは「担保評価額の55%または65%」となります。お客さまの年齢が満50歳以上60歳未満の場合は「担保評価額の30%」となります。